

【 手術 】

353 体外式連続心拍出量測定用センサーの算定について

《令和6年10月31日》

○ 取扱い

心疾患を有する患者、ショック状態にある患者、大量出血が予測される患者等以外の手術時における 006 体外式連続心拍出量測定用センサーの算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

体外式連続心拍出量測定用センサーは、心拍出量を連続的に測定することを目的として、患者の動脈内に留置されたカテーテル等に接続して用いられる専用のセンサーであり、心疾患を有する患者、ショック状態にある患者、大量出血が予測される患者等における手術の際に、血行動態を把握する必要性がある。

以上のことから、心疾患を有する患者、ショック状態にある患者、大量出血が予測される患者等以外の手術時における当該材料の算定は、原則として認められないと判断した。